

園芸施設共済の共済掛金標準率の算定方式について

令和 5 年 1 2 月
農 林 水 産 省

園芸施設共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方

令和6年4月1日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

- 共済掛金標準率は、過去一定年間の被害率を基礎として、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って算定する。

1 基礎被害率①

1 基礎被害率

特定園芸施設及び附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用の別ごと、施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと、施設内農作物の事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに都道府県の区域(全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域。農林水産大臣が特定の施設区分につき当該区域を細分した地域を定めたときは、当該地域。以下「料率地域」という。)ごとに、次により各年の基礎被害率を求める。

(1) 特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近20年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを特定園芸施設及び附帯施設に係る基礎被害率とする。

(2) 施設内農作物に係る施設区分ごと、事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近20年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを施設内農作物に係る基礎被害率とする。

○ 園芸施設共済の共済掛金標準率は、特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分(さらに施設内農作物、撤去費用及び復旧費用それぞれの選択の有無)^{※1}ごと、被覆・未被覆の期間ごと、施設内農作物の事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域^{※2}ごとに共済掛金標準率の算定基礎率として設定することから、被害率もこの区分ごとに整理する。

施設区分	・ガラス室Ⅰ類、Ⅱ類 ・プラスチックハウスⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類、Ⅳ類甲、Ⅳ類乙、Ⅴ類、Ⅵ類、Ⅶ類
被覆・未被覆の期間	被覆の期間、未被覆の期間
施設内農作物の事故除外の有無 (病虫害に限る。)	事故除外あり、事故除外なし
小損害不填補の金額	1万円、3万円又は共済価額の5%、10万円、20万円、50万円、100万円

※1 基礎被害率を算定する段階では、「特定園芸施設及び附帯施設」、「施設内農作物」、「撤去費用」、「復旧費用」の別ごとの算定基礎率で整理し、それぞれ選択する組み合わせに応じて、共済掛金標準率を算定できるようにする。

※2 原則として都道府県の区域。都道府県の区域内において被害発生態様が異なる地域がある場合は、当該地域。

1 基礎被害率②

(3) 撤去費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近20年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを撤去費用に係る基礎被害率とする。

(4) 復旧費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近20年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを復旧費用に係る基礎被害率とする。

○ 直近20年間として平成15～令和4年度のデータを用いて、各年の実績金額被害率を次のとおり算定する。

$$\text{実績金額被害率(\%)} = \text{支払われた共済金} \div \text{共済金額}$$

○ 「必要に応じて修正を行う」とは、引受実績のない区分についても、引受実績のある区分の被害率から換算して、被害率を算定すること等をいう。

2 共済掛金標準率の算定基礎率①

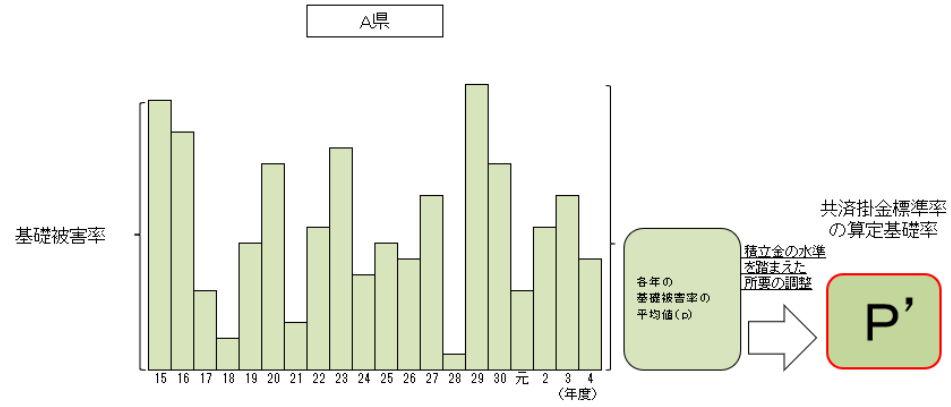
2 共済掛金標準率の算定基礎率

特定園芸施設及び附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用の別ごと、施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと、施設内農作物の事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、次により共済掛金標準率の算定基礎率を定める。

(1) 特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準及び国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定に係る積立金の状況を踏まえた所要の調整を行ったものを特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

(2) 施設内農作物に係る施設区分ごと、事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準及び国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定に係る積立金の状況を踏まえた所要の調整を行ったものを施設内農作物に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

○ 各年の基礎被害率の平均値を基礎として、「共済掛金標準率の算定基礎率(P')」を定める。



<組合等の積立金の水準を踏まえた所要の調整>

- 共済団体に積立金が多く蓄積されている場合は、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図るため、共済団体の積立金の水準に応じて、共済掛金率の引下げを行う。
- 共済団体の積立金が十分でない場合は、共済団体の支払不能を防ぐため、共済掛金率に安全率を付加する。

2 共済掛金標準率の算定基礎率②

- (3) 撤去費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準及び国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定に係る積立金の状況を踏まえた所要の調整を行ったものを撤去費用に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。
- (4) 復旧費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準及び国の食料安定供給特別会計農業再保険勘定に係る積立金の状況を踏まえた所要の調整を行ったものを復旧費用に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

なお、付保割合追加特約に係る共済掛金標準率の算定基礎率は、(1)、(3)及び(4)により算定した率を用いるものとする。

＜国の積立金の水準を踏まえた所要の調整＞

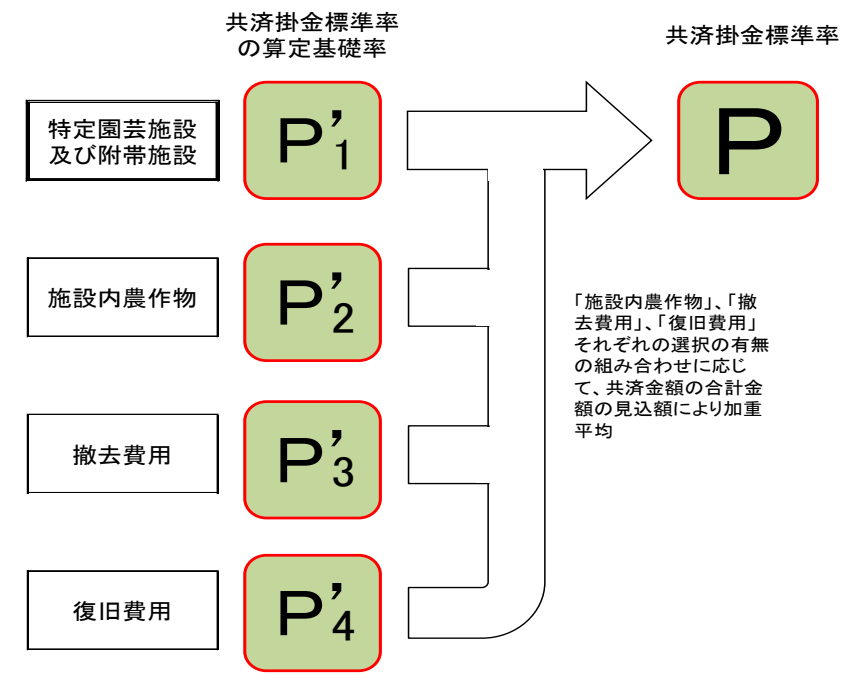
- 行政改革推進会議による全ての特別会計・勘定を対象とした見直しにおいて、食料安定供給特別会計農業再保険勘定については、積立金の微増傾向を踏まえ、令和3年12月に、再保険料等の率を調整し、積立金の増加を抑制する仕組みを設けるべきとされたところ。
- これを踏まえ、農家負担を軽減しつつ、国庫(一般会計)負担の軽減を図るため、今回の改定においては、組合等が国に支払う保険料率を引下げ(1/2カット)。

3 共済掛金標準率

3 共済掛金標準率

施設区分ごと、施設内農作物及び事故除外の有無ごと、撤去費用の有無ごと、復旧費用の有無ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、共済掛金標準率の算定基礎率を対応する共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率を共済掛金標準率とする。

○ 「共済掛金標準率の算定基礎率(P')」を、施設内農作物、撤去費用又は復旧費用の選択に応じて、組み合わせたものが「共済掛金標準率」となる。



農業共済の共済掛金率の調整措置

平成23年度から、共済団体の保有する積立金の水準に応じて、共済掛金率の調整措置を行っている。

積立金の水準	調整幅
判定水準の5倍以上	4/5カット
判定水準の3～5倍	2/3カット
判定水準の2～3倍	1/2カット
判定水準の1.5～2倍	1/3カット
判定水準の1.25～1.5倍	1/5カット
判定水準の1～1.25倍	調整を行わない
判定水準の1倍未満	安全率を付加

(注1) 判定水準は、共済団体の最大不足額(共済団体が責任を持って最大限支払わなければならない金額)の6年分に相当する金額である。

(注2) 掛金率調整後の積立金の水準が判定水準を割り込む場合は、引下げ幅を1段階下げる。

共済掛金率の調整措置の対象組合等数(参考)

積立金の水準 〔判定水準の倍数〕	引下げ幅	対象組合等数	
		前回 (令和2年11月時点)	今回
5以上	4/5 カット	0	0
3～5	2/3 カット	0	0
2～3	1/2 カット	0	0
1.5～2	1/3 カット	0	0
1.25～1.5	1/5 カット	0	0
1～1.25	調整を 行わない	0	0
1未満	安全率を付加	66	49
計		66	49

※計の組合数は合併により減少

(参考)園芸施設共済の金額被害率の推移(全国平均)

(単位: %、円)

年度	ガラス室		プラスチックハウス								主な被害
	I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類	
平成 9	0.2	0.2	0.9	3.1	1.5	0.6	0.5	2.2	－	－	
10	0.7	0.3	1.8	3.7	1.6	1.1	0.6	13.7	－	－	9月の台風5号・7号により東日本を中心に全国各地で被害が発生。
11	0.1	0.5	1.2	5.5	2.5	0.8	0.4	17.5	－	－	9月の台風18号により中国・九州地方で被害が発生。
12	0.2	0.2	0.8	2.1	0.8	0.6	0.4	0.3	1.0	－	
13	0.1	0.2	1.4	1.5	0.7	0.5	0.3	0.3	1.2	－	
14	0.3	0.2	0.6	3.0	0.9	0.9	0.3	0.3	4.4	－	
15	0.3	0.1	1.1	2.1	1.0	0.7	0.2	0.2	1.9	－	
16	1.2	0.2	5.6	9.2	4.8	2.3	0.7	1.1	17.4	3.0	8月の台風15号・16号、9月の台風18号により全国各地で被害が発生。観測史上最多の台風上陸。
17	0.2	0.1	1.0	2.1	1.1	0.6	0.5	0.6	3.0	0.9	
18	0.0	0.1	0.5	2.4	1.1	0.8	0.2	0.3	1.4	0.7	
19	0.1	0.1	0.9	1.4	0.9	0.6	0.3	0.3	1.5	2.1	
20	0.0	0.1	0.5	1.5	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.8	
21	0.7	0.5	0.4	1.5	0.5	1.7	0.6	0.3	1.4	0.8	
22	0.1	0.4	0.3	2.2	0.5	0.8	0.5	0.2	1.0	4.9	東日本大震災。地震・津波により太平洋側の各地で大きな被害が発生。
23	2.6	0.3	0.4	1.8	0.8	0.9	0.3	0.4	2.3	2.6	9月の台風15号により東日本で被害が発生。24年1～2月の暴風雪により日本海側で被害が発生。
24	0.4	0.2	0.2	2.8	0.6	0.6	0.4	0.5	2.3	1.6	
25	0.1	1.4	0.4	4.4	2.8	2.2	1.8	1.2	3.5	1.7	26年2月の豪雪により関東甲信地方を中心に被害が発生。
26	0.0	0.2	1.4	0.9	0.7	0.6	0.3	0.3	1.2	0.8	
27	0.2	0.2	0.4	1.3	0.8	0.5	0.2	0.3	1.0	1.8	
28	0.1	0.2	0.3	1.5	0.5	0.3	0.1	0.2	0.9	1.3	
29	0.0	0.1	1.8	1.6	0.9	0.5	0.2	0.2	2.2	0.9	
30	0.8	0.5	0.4	2.2	1.5	1.0	0.5	0.6	6.4	2.8	7月豪雨や台風21号により全国的に広い範囲で被害が発生。特に台風21号により岐阜県のプラスチックハウスVI類に大きな被害が発生。
令和 元	0.1	0.9	0.7	2.8	0.9	0.8	0.4	0.4	1.7	5.7	台風15号・19号により東日本を中心に被害が発生。特に台風15号により千葉県県のプラスチックハウスVII類に大きな被害が発生。
2	0.0	0.1	0.2	1.1	0.3	0.3	0.2	0.2	0.7	0.2	
3	0.0	0.1	0.1	0.5	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	
4	0.1	0.1	0.5	0.4	0.8	0.3	0.3	0.2	0.4	0.3	台風第14号により九州を中心に西日本で記録的な大雨や暴風となった。特に宮崎県でプラスチックハウスIII類に大きな被害が発生。
12～元年度平均①	0.4	0.3	1.0	2.4	1.1	0.9	0.4	0.4	2.8	2.0	
15～R4 ②	0.4	0.3	0.9	2.2	1.1	0.8	0.4	0.4	2.5	1.7	
②／①	93.5	95.9	89.3	90.4	95.2	93.0	95.3	96.8	90.7	86.1	

(参考)R4年度共済金額	152,902,805	73,864,069,369	3,468,102,055	320,730,310,029	277,096,571,479	192,037,664,625	115,432,204,992	46,281,183,577	23,854,014,425	3,310,736,929
--------------	-------------	----------------	---------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------	---------------

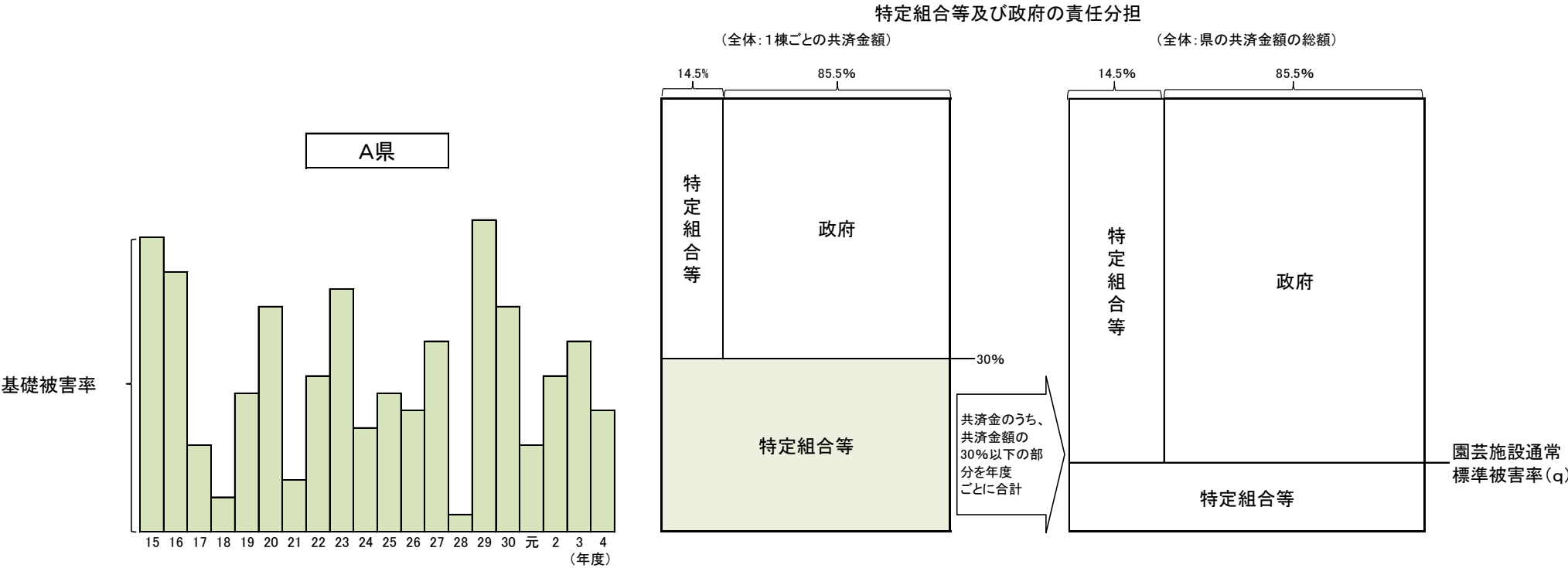
(参考)園芸施設共済の共済掛金標準率の算定結果(全国平均)

(単位:%)

		現行(R2年度改定)										改定(案)										現行比									
		特定園芸施設等										特定園芸施設等										特定園芸施設等									
		3万円		10万円		20万円		50万円		100万円		3万円		10万円		20万円		50万円		100万円		3万円		10万円		20万円		50万円		100万円	
小損害不填補 の金額		被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆		
被覆・未被覆 の期間		被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆	被覆	未被覆		
ガラス室Ⅰ類		0.436	－	0.332	－	0.268	－	0.161	－	0.048	－	0.388	－	0.291	－	0.234	－	0.143	－	0.047	－	89.0	－	87.7	－	87.3	－	88.8	－	97.9	－
ガラス室Ⅱ類		0.234	－	0.217	－	0.203	－	0.186	－	0.176	－	0.202	－	0.191	－	0.180	－	0.157	－	0.140	－	86.3	－	88.0	－	88.7	－	84.4	－	79.5	－
プラスチックハウスⅠ類		0.959	0.009	0.837	0.008	0.713	0.007	0.476	0.006	0.274	0.005	0.946	0.007	0.838	0.006	0.715	0.005	0.466	0.004	0.259	0.003	98.6	77.8	100.1	75.0	100.3	71.4	97.9	66.7	94.5	60.0
プラスチックハウスⅡ類		2.377	0.027	1.315	0.016	0.768	0.010	0.278	0.006	0.100	0.004	1.838	0.039	1.048	0.027	0.605	0.019	0.221	0.008	0.080	0.004	77.3	144.4	79.7	168.8	78.8	190.0	79.5	133.3	80.0	100.0
プラスチックハウスⅢ類		1.045	0.013	0.870	0.011	0.722	0.009	0.500	0.008	0.355	0.007	0.946	0.013	0.803	0.011	0.662	0.009	0.442	0.007	0.303	0.006	90.5	100.0	92.3	100.0	91.7	100.0	88.4	87.5	85.4	85.7
プラスチックハウスⅣ類甲		0.772	0.009	0.653	0.008	0.527	0.006	0.347	0.005	0.247	0.003	0.677	0.007	0.581	0.006	0.465	0.005	0.296	0.004	0.203	0.003	87.7	77.8	89.0	75.0	88.2	83.3	85.3	80.0	82.2	100.0
プラスチックハウスⅣ類乙		0.367	0.008	0.334	0.007	0.304	0.006	0.252	0.005	0.211	0.003	0.324	0.007	0.304	0.006	0.277	0.005	0.224	0.004	0.183	0.003	88.3	87.5	91.0	85.7	91.1	83.3	88.9	80.0	86.7	100.0
プラスチックハウスⅤ類		0.384	0.007	0.341	0.006	0.309	0.005	0.249	0.004	0.195	0.003	0.349	0.007	0.323	0.006	0.291	0.005	0.232	0.004	0.181	0.003	90.9	100.0	94.7	100.0	94.2	100.0	93.2	100.0	92.8	100.0
プラスチックハウスⅥ類		2.742	0.036	1.108	0.018	0.641	0.011	0.262	0.008	0.166	0.004	2.247	0.039	0.894	0.027	0.528	0.019	0.237	0.008	0.152	0.004	81.9	108.3	80.7	150.0	82.4	172.7	90.5	100.0	91.6	100.0
プラスチックハウスⅦ類		2.379	0.024	1.986	0.020	1.575	0.015	0.906	0.013	0.508	0.010	1.903	0.019	1.581	0.015	1.242	0.010	0.696	0.008	0.387	0.007	80.0	79.2	79.6	75.0	78.9	66.7	76.8	61.5	76.2	70.0

【園芸施設共済の責任分担(2段階制)】

- 1棟ごとの共済金のうち、共済金額の30%超のうち85.5%の部分が、保険金として政府から特定組合等に支払われる。
- さらに、1棟ごとの共済金のうち、共済金額の30%以下の部分を年度ごとに合計し、「園芸施設通常標準被害率※」を超える部分のうち85.5%が、保険金として政府から特定組合等に支払われる。



※ 共済金額の30%以下の部分の被害率(過去20年間)の平均値を基礎として、園芸施設通常標準被害率を定める。